

特記事項(*)

番号	検査項目	検査事項	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容	改善(予定)年月

「特記事項」の記入要領

① 「特記事項」欄は、定期検査業務基準書に従って、該当する検査項目の番号、検査項目及び検査事項を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善策を「改善策の具体的内容等」欄に記入する。
改善予定年月が明らかになっている場合は「改善(年月)」欄に当該年月を記入する。

② 次の項目は、「特記事項」欄に記載が必要である。

a) 「要是正」「要重点点検」「既存不適格」等

※ 耐震関係は設置時期で判断する。

b) 釣合おもり底部すき間

(ロープの取替えや調整により、前回測定値から大きく変化した場合の理由)

c) 巻上機ブレーキの「プランジャーストロック」検査項目において製造者が指定する項目

【記載上の注意】

イ) 「要是正」「要重点点検」指摘の際は、番号、検査項目、検査事項、指摘の具体的内容等、改善策の具体的内容、改善(予定)年月を記入する。(要重点点検は改善(予定)年月は空欄でも可)

ロ) 「既存不適格」を記入する際は、該当する検査項目の番号、検査項目及び検査事項を記入する。

「指摘の具体的内容等」欄には「既存不適格」と記入する。

ハ) 「その他」

法令で設置が義務づけられていない装置に不具合が発生した場合、上記以外の検査項目として、「特記事項」に記載する。

〈例〉 6(1)、7(1)、8(1)